外部からの佐久医療センター院内掲示物取扱規程

（目的）
第1条　この規程は外部からの申請により、院内掲示板で広報する掲示物の管理を円滑に行うために定める。

（申請可能な団体・個人）
第2条　反社会的勢力と認められている、またこれらに準じる団体または個人ではないものであること。

（掲示可能な内容）
第3条　掲示物の内容は、健全な活動により地域や人づくりに寄与し、営利目的ではないことを原則とし、当院が適切と判断したものとする。

（掲示物の許可）
第4条　申請者から佐久医療センター院内掲示申請書および掲示物の提出を受け、掲示の許可は院長が行う。

（掲示可否の連絡等）
第５条　掲示可否の結果連絡は、総務課が行う。ただし、否決理由等は、非公開とする。

（院内掲示板の場所）
第６条　掲示場所は売店横の外部用掲示板とする。

（掲示期間）
第７条　掲示期間は、掲示許可日から最長一ヶ月、または１ヶ月以内の期日とする。

（掲示の方法等）
第８条　掲示の方法等は次の通りとする。
1．掲示担当部署は総務課とする。
2．掲示物の大きさは原則A4縦サイズ片面１枚に統一する。
3．掲示の配列、内容は掲示担当部署が掲示板全体のバランスや見易さを考え掲示する。
4．期日の過ぎた掲示物は掲示担当部署が撤去し、掲示物の返却はしない。

（その他）
第９条　申請書から得た個人情報は院内掲示に関する利用目的以外には使用しない。

第10条　院内掲示により申請者に生じたトラブルについて、当院は一斉の責任を負わない。

（附則）
1．この規定は、令和６年８月１日から施行実施する。

この申請書と掲示希望物をいっしょに窓口へお持ちになるか、ご郵送ください。

【佐久医療センター院内掲示申請書】

【申請日】令和　　年　　月　　日

【申請者】

（団体の場合は団体名と代表者名）

【連絡先】電話番号：

Eメール：

（掲示可否の連絡先として利用いたします）

【掲載目的】

【掲載内容】

【掲載期間（掲示許可日から最長1ヶ月、または1ヶ月以内の期日）】

掲示開始日　令和　　年　　月　　日（掲示開始希望日の2週間前までに申請してください）

掲示終了日　令和　　年　　月　　日

【掲示に関する同意】

申請に際し、「外部からの佐久医療センター院内掲示物取扱規程」に　同意する　　同意しない

（どちらかに〇印をしてください。同意されない場合は、申請することはできません）

【申請書の提出先】

佐久医療センター　総務課

[取扱窓口] 1階　患者図書室『こかげ』

事務局記載欄

【決裁】

病院長	事務長	総務課長